

特定非営利活動法人「峠茶屋」が行う

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人「峠茶屋」が行う指定居宅介護支援事業所（以下事業所といふ）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者にたいし、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は市町村の委託を受けて、要介護認定に関わる訪問調査を実施するものとする。

2. 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特定非営利活動法人 峠茶屋
- (2) 所在地 長野県松本市刈谷原町531-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名
指定居宅介護支援に関わる業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日
月曜日～金曜日とする。
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日
土・日曜日、12月30日～1月3日

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示の額によるものとする。

- (1) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
- (2) 介護サービス計画作成
- (3) サービス事業者との連絡調整
- (4) 課題分析の方法はアセスメント表Ⅰ・Ⅱに依る。
- (5) 事業所内における利用者との面接は相談室内とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松本市、安曇野市(豊科・明科地域に限る)、東筑摩郡筑北村等とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとして、その業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年3回
 - (3) 関係法令等改正時の研修 その都度実施
2. 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。当該者が秘密保持を厳守する旨を、採用時雇用契約書に明記する。

(相談窓口並びに苦情処理)

第9条 介護サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所相談窓口	電話番号 0263-64-1141 FAX 0263-64-1140 相談員《責任者》有井雄人 対応時間 9:00~16:00
市町村介護保険相談窓口	松本市役所 高齢福祉課 電話番号 0263-34-3214 松本市四賀支所市民福祉課 電話番号 0263-64-3111 安曇野市健康福祉部介護課介護保険係 電話番号 0263-81-1636 東筑摩郡筑北村役場 住民福祉課 電話番号 0263-66-2111

長野県国民健康保険連合会

介護保険課苦情相談窓口

電話番号 026-238-1580

(虐待防止のための措置)

第10条 1 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定（管理者とする）

(2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため行政が行う調査等に協力する。

付則	この規定は2005年7月1日から施行する。
	2005年10月1日 一部変更
	2011年5月15日 一部改訂
	2014年11月1日 一部改訂
	2019年7月9日 一部改訂
	2021年4月1日 一部改定
	2024年4月1日 一部改定

